

役員等及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人豊田理化学研究所（以下、「この法人」という。）の定款第16条及び第34条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、この法人の定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 顧問とは、この法人の定款第37条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当等であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費等を含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 非常勤役員に対しては、その職務に応じ必要の都度、別表に定める額を支払うことができるものとする。
- 4 前項にかかわらず、非常勤の代表理事並びに業務執行理事に対しては、報酬を年額で定めることができるものとする。
- 5 第2項及び第4項の報酬は、毎月、年額の12分の1を支払うものとする。但し、月の途中で新たに役員に就任した場合又は退任した場合は、当該就任した月又は退任した月の支払額は、日割り計算によるものとする。
- 6 役員には、賞与を支給しないものとする。
- 7 評議員には、定款第16条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 8 顧問は、無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬は、別表第1「常勤役員の報酬」のとおりとし、非常勤役員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定めるとおりとする。

- 2 前項の報酬の各々の役員に対する支給額は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 3 各評議員の報酬等は、定款第 16 条に定める金額の範囲内において、別表第 4 に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

- 第 5 条 役員の報酬は、毎月 25 日に支給する。但し、支給日が休日にあたる時は、支給日前の直近の稼働日に支給するものとする。
- 2 前項にかかわらず、非常勤役員のうち、年間報酬額の定めのある代表理事並びに業務執行理事以外の役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。
 - 3 評議員の報酬は、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第 6 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。但し、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人と合意した立替金等の額を控除して支給する。

(通勤費)

- 第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払う。

(費用)

- 第 8 条 この法人は、役員及び顧問並びに評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日より遅滞なく支払うものとする。但し、事前に申し出のあった前払いを要する費用については、前もって支払うものとする。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 6 月 14 日から改定実施する。
この規程は、2021 年 6 月 16 日から改定実施する。
この規定は、2021 年 7 月 30 日から改訂実施する。

別表第1 常勤役員の報酬

下記役員が常勤役員である場合の報酬額は下記の通りとする。

役職	報酬額（上限）
代表理事、業務執行理事	2,200万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

非常勤役員に対する報酬額は下記の通りとする。

職務	報酬額（源泉徴収所得税額を除く）
理事会出席	4万円/回
その他委員会等出席	3万円/日
研究報告会等出席	1万円/回

上記にかかわらず、非常勤役員である下記役員に対し、第3条第4項に基づき年額を定める場合の報酬額は下記の通りとする。

役職	報酬額（上限）
代表理事、業務執行理事	1,200万円までの範囲内

別表第3 評議員の報酬等

評議員に対する報酬額は下記の通りとする。

職務	報酬額（源泉徴収所得税額を除く）
評議員会出席	4万円/回
研究報告会等出席	1万円/回